

Title	満州事変とアメリカの対応：スチムソンの対日政策
Sub Title	The American response to the Manchurian incident 1931-1933
Author	池井, 優 (Ikei, Masaru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1966
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.10 (1966. 10) ,p.57- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19661015-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

満州事変とアメリカの対応

——スチムソンの対日政策——

池 井 優

は し が き

本稿は、一九三一年（昭和六年）九月一八日の柳条溝事件をきっかけに発生した満州事変に対応してとられたアメリカ政府の政策を、当時の国務長官スチムソン（Henry L. Stimson）の施策を中心に追求するものである。

当時のアメリカの対応を考察するに当つて次のような問題が存在すると考えられる。第一に不況にあえぐ国内への対策を含めて、当時のアメリカの政策において、対外政策がどれ程の位置を占めていたかということである。当時フーヴァー大統領（Herbert Hoover）政権にとつては、何にも増して国内の不況克服が優先したのである。このような状況にあつて、アメリカの支配層の対外政策への関心を取り上げられなければならない。第二に国内対策優先の結果消極的とならざるを得なかつた対外政策において、極東がいかなる位置を占めていたかが問題となる。一九三一年春ヨーロッパの不況はその頂点に達し、遂にフーヴァー大統領は世界的な財政崩壊を防禦するため、一年間の国際債務モラトリアムを発行した。世界不況克服

の責任がアメリカの肩にかかつて来た時期にあつて「世界の他の側面、すなわち極東における新たな危機を処理するために残された時間とイニシアティブとは、必然的に最小限に切り下げられざるを得なかつた」⁽¹⁾のであるが、その具体例を見出すことも必要であらう。第三にアメリカの政策決定機構、特に大統領と國務省における極東政策に対する見解が考察されねばならない。「アメリカが過去において政策樹立にあたつて犯した最も重大な過誤は、いわゆる国際問題に対する法律的・道徳的アプローチと呼ばれるものの裡に求められる」⁽²⁾とすれば、それが、フーヴァー、スチムソン、ホーンベック (Stanley K. Hornbeck) 國務省極東部長といつた政策立案者の見解にいかによつて表われているかということである。そうすることによつてスチムソン・ドクトリンの前提も理解されるであらうし、日本の特殊日本の感覚と論理を基礎とする国際条約への対応が、アメリカの法律家的・道徳家的態度と衝突する過程も自ら浮び上るであらう。

アメリカの極東政策について、日本における研究は比較的少く、アメリカ側においても満州事変以降については、スチムソン文書等の公開により近年盛んになつたといえる。⁽³⁾本稿は、最近のアメリカ側の研究の紹介もかねてテーマを追求して見ることとする。

- (1) Henry L. Stimson, *The Far Eastern Crisis, Recollections and Observations*, (New York and London, 1936), p. 5.
- (2) ジョージ・ケナン著、近藤晋一、飯田藤次訳『アメリカ外交50年』(昭和二十七年) 一一四頁。
- (3) 昭和四〇年六月現在の研究状況については、池井優「アメリカにおける日本政治・外交史研究の現状」(『法学研究』三八卷一〇号、昭和四〇年) 参照。

一

一九三一年九月一八日夜半の柳条溝の鉄道線路爆破に始まつた満州事変は、大多数のアメリカ人にとつて全く予期せぬ出来事であつた。九月一七日の午後、近日賜暇帰国する出淵駐米大使は國務省に長官スチムソンを訪れ語り合つたが、その折

二人は「アメリカの対日感情が今のように友好的なことはない」と祝い合つた程であつた。⁽¹⁾ 事件前まで、スチムソンの下に寄せられる極東の出先機関からの報告も日華衝突の危機を伝えるものは見られなかつた。駐日大使フォーブス (W. Cameron Forbes)、駐華公使ジョンソン (Nelson T. Johnson) 等優れた経験者を現地に配置し、國務省内部の人事とともにアメリカは極東に関しては優秀なスタッフを持つてしていると自負していた。⁽²⁾ しかし十分に経験を積んだ出先機関は、部下から満州に危機が迫つているとの報告を受けても、それに共鳴して本国宛にすぐ連絡することをしなかつたのである。ジョンソンは部下の報告を想像に過ぎると一笑に付して取り合わず、フォーブスに至つては、情報を聞き流して休養のためアメリカへ帰る準備を進めている程であつた。⁽³⁾ といつて、かれらを一概に非難することは出来ない。当時の日本の政情は、外国人の目には全く安定して自由主義が根を下し、それに反する行動など起り得ないと写つていた。責任内閣制が地についたこと、海軍軍縮の受諾、対華平和政策、普選の実施等々特に普選法は「イギリスのマグナカルタに比すべき日本歴史における転換点」とさえ見られたのであつた。⁽⁴⁾ 若槻=幣原体制は軍事行動を許さず、関東軍は文官政府に反抗して動きはしまいというのが通説であつた。よつて柳条溝事件が伝えられると、出淵大使がすぐ船室の予約を取消し、帰国を取止めたのに対し、フォーブスは事件発生のニュースを聞きながらも九月一九日朝横浜を出帆するという相違が現われたのであつた。⁽⁵⁾

このような出先機関の態度と報告の下にスチムソンがまず考えたのは、「満州の事件は、単に一地方で勃発した出来事なのか、それとも東京で考えられている膨張策の一環なのか、第二の場合、首相も知つてのことなのか、それとも文民政府は何も知らず軍部が推進していることなのか」であつた。⁽⁶⁾ スチムソンの想定は、裏を返せば、もし文民が軍事行動に無関係なら、かれらを支持することは軍部抑制に役立つということである。スチムソンの脳裡には、一年前ロンドン軍縮会議で席を同じくし現在首相の地位にある若槻礼次郎、平和主義者の外相幣原喜重郎、それに蔵相井上準之助によつて運営される内閣が軍部を押える姿がちらついたのであつた。⁽⁷⁾ 九月二二日スチムソンは自分の考えをスイス公使に次のように披歴している。

「日本軍は慎重に準備してから、大がかりな侵略作戦にとりかかつたに違いない。軍首脳部と外務省はその意図、意見が全く対立していることは明らかである。それ故外務省に反対し、軍を支持する国民的盛り上りが起らないようにしたい」⁽⁸⁾。スチムソンは滿州の事態の複雑さを知り、日華双方にそれぞれの云い分があり、どちらが正しく、どちらが悪いとはいえない、真の侵略者を決めるのは「混んでいる地下鉄の中で誰が最初に押したか」決めるようなものと考えたのであつた。⁽⁹⁾ スチムソンによれば、問題は日本軍の軍刀では解決しない、文民政府のみが平和交渉により困難を乗り切れる、と考え、それが幣原支持の理由となつたのである。⁽¹⁰⁾

と同時にスチムソンはあまりに多忙であつた。ロンドン軍縮会議で得られなかつたフランス、イタリーの合意を得るための両国の説得、翌年の一般軍縮会議の準備、ドイツの賠償についてのフーヴァー・モラトリウムによつて生じた問題の解決、フランスのラヴァル首相訪問に関する準備、サルバドルにおける紛争の処理、に加えて何よりも国内の恐慌対策に忙殺されていた。⁽¹¹⁾ 国務長官でさえ国内問題に時間を取られていた状況では、フーヴァー大統領が極東問題を考慮するような暇は全くなかつた。フーヴァーは、議会が閉会中で野党からの圧力もないということで、極東問題はスチムソンと国務省にまかせたのであつた。⁽¹²⁾

このようにスチムソンが幣原外相等の文民政府に過度の期待をかけ、また極東以外の諸問題の処理に悩んでいる一方、関東軍は益々戦火を拡大して行つた。当時関東軍は第三国、特にアメリカの介入についてどう考えていたのであるうか。事変勃発前(七・八月頃)関東軍参謀部は「第三国カ我国策遂行ニ妨害セハ武力抗争ハ辞セサルノ断乎タル決心ヲ以テ臨ムヲ要ス之ノ決心ト成算ナクンハ对支政策ノ遂行ハ不可能」とし、滿蒙に関して「従来ノ隱忍自重ハ帝國ノ武力不充分ナリシニ非ストシテ而モ米國ニ考慮ヲ弘ヒシハ矛盾ニ非スヤ」⁽¹³⁾「米國ノ武力及經濟的圧迫恐ルルノ必要ナシ……」⁽¹⁴⁾と日米戦争の覚悟は示しながらも、その時機については石原莞爾参謀でさえ一九三〇年五月には数十年後といひ、翌三一年五月にはロシアの復

興、米国海軍力の増加前すなわち遅くも一九三六年以前が有利であるとする等、諸説紛々としていた。少くとも、第三国特にアメリカの出方を考慮に入れながら行動する気のなかつた関東軍によつて、戦火は拡大される一方であつた。⁽¹⁵⁾

しかし、満州で発生している事件が軍の独走であり、日本政府が干与していないことが明らかになればなる程、スチムソンは出淵、幣原の事態収拾の言を信じ、これに期待をかけるのであつた。かれは日本が不戦条約および九カ国条約に違反したとも考えず、⁽¹⁷⁾ 国際連盟による九月二二日の決議、(一)現代を悪化し、または問題の平和的解決を害するおそれある一切の行為をしないように、緊急通告を中国および日本政府に送ること、(二)各自の国民の安全およびその財産の保護を危殆ならしめることなくして、両国が各自の軍隊を直ちに撤退し得るような適当な手段を中国および日本の代表と意見交換のうえ、探究すること、を支持し、二四日、日華両国に敵対行為の中止を穩かに勧告したのみであつた。⁽¹⁸⁾ さらにスチムソンは、連盟が満州に調査団を派遣することは取りやめるとの九月三〇日の連盟決議を支持し、中国が要求するアメリカ人オプザーヴァーの派遣も強く拒否したのであつた。⁽¹⁹⁾

ただスチムソンの態度は、國務省の極東関係のスタッフ全ての意向の反映であつたわけではない。スチムソンは多くの有能なスタッフを擁していたが、その中で國務次官補キャッスル (William Castle) は親日論者ではなかつたが、東アジアでの日本の優位は不可避であるとしてこれを認める考え方であり、ホーンベック極東部長は反日論者として知られ、事件の重大性を指摘し、ただちに日本を非難し、不戦条約違反として告発することが必要であると考えた。⁽²⁰⁾

ともあれ、事件勃発から九月末に至るアメリカの対応は、日本の文民政府の収拾に過度の期待を懐いて自らは紛争の火中に入ることを避け、国際連盟を背後から支持して日華両国に自ら交渉を行わしめて解決を発見することであつた。

(15) Stimson, op. cit., pp. 3-4.

(16) *ibid.*, p. 6, Henry L. Stimson and McGeorge Bundy, *On Active Service in Peace and War* (New York, 1947), pp. 226-227.

- (3) Armin Rappaport, Henry L. Stimson and Japan, 1931-1933 (Chicago and London, 1963), p. 25.
- (4) ハート・S・シフトワナス著、石川欣二訳『日本人とアメリカ人——日米文化交流百年史』(昭和三十一年)九六頁。
- (5) Robert H. Ferrell, American Diplomacy in the Great Depression, Hoover-Stimson Policy, 1929-1933 (New Haven and London, 1957), pp. 136-137. フォレルは当時北京公使館在勤ホリス二等書記官のフォーンズ来華当時の想い出話を用いて、フォーンズの無能振りを痛撃している。
- (6) Michael D. Reagan, The Far Eastern Crisis of 1931-1932, in Harold Stein (ed.), American Civil-Military Relations, 1963, p. 29.
- (7) Stimson, op. cit., p. 9.
- (8) Foreign Relations of the United States, (以下 F.R.U.S. と略す) 1931, III, p. 26.
- (9) Rappaport, op. cit., p. 27.
- (10) F.R.U.S. 1931, III, p. 56.
- (11) Ferrell, op. cit., p. 130.
- (12) Rappaport, op. cit., p. 37.
- (13) 「現代史資料七・満州事変」(昭和三九年)一六二頁。
- (14) 稲葉正夫、小林竜夫、島田俊彦、角田順編『太平洋戦争への道・別巻資料編』(昭和三八年)九〇頁。
- (15) 同右一〇〇頁。
- (16) スチムソンの表現によれば、「日本軍の行動は「草原で馬を走らせる」ようなものであった (Ferrell, op. cit., p. 137)。
- (17) Rappaport, op. cit., p. 29.
- (18) 日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道・第二巻・満州事変』(昭和三十七年)三四九—三五二頁。
- (19) Rappaport, op. cit., p. 30.
- (20) *ibid.*, p. 38. なお当時のアメリカの新聞を中心とする世論については、エリノア・タッパー、G・E・マッククレイノールズ著、辻重四郎編訳『アメリカの対日輿論』(昭和二十一年)一〇三頁以下。

スチムソンの事態收拾に対する期待は、一〇月八日の日本軍の錦州爆撃によつて大きな衝撃を受けた。満鉄沿線の日本保

護地域から何マイルも離れ、しかも無防備の市民に加えられた攻撃であつただけに、スチムソンには耐えがたかつたのである。⁽¹⁾日本の参謀本部の発表は、中国側が画策を続ける限り日本軍の撤兵は不可能であるというもので、東京のネヴィル(Edwin L. Neville) 駐日代理大使、南京のニューヨークタイムズ特派員、ジュネーブのスイス駐在大使等も参謀本部の宣言通りになると、それぞれの任地から報告して来ていた。⁽²⁾しかしスチムソンは出淵大使の日本政府弁護に耳を傾け、幣原の困難な立場を理解しようと努めたのであつた。と同時に、かれは東京の反応を確めるべく決意し、出淵を呼んで錦州爆撃は不快であると露骨に告げ、ネヴィルには日本外務省に説明を聞くよう電報を発したのであつた。⁽³⁾

スチムソンの対日態度は徐々にではあるが硬化して行く。法律家出身で条約遵守についてきびしかつたスチムソンにとつて日本の行動は許し難いものがあつた。一〇月九日の閣議で、かれは閣僚に向つて次のように危惧を述べ注意を促している。「西方諸国によつて始められ、しかも欧米の高度に工業化された世界の緊急事態に適合するようになってくるこれらの近代諸条約は、東洋においてはそれ程真剣に受け取られないかも知れない。しかしこれらの諸条約を紙屑のように取扱うに委せるならば、世界の平和な発展に対する希望は容易に回復出来ない打撃を受けるであらう」。⁽⁴⁾スチムソンは撤兵要請を出淵宛告げると共に、一〇月九日ドラモンド(Sir Eric Drummond) 議長に対し、国際連盟において不戦条約違反を討議する委員会の開催を呼びかけた。ドラモンドは一度は拒否するが、アメリカ代表がオブザーヴァーとして理事会に参加することもあつて、遂にこれを承諾する。連盟の議題とすることに成功はしたものの、スチムソンの見通しは已然として日本軍部への過少評価と、幣原への過度の期待がその基礎となつていた。⁽⁵⁾と同時に、アメリカが一気に対日強硬政策に転ずるには、最終的に戦争を覚悟せねばならず、それには軍備が不足で、軍事的には対日戦遂行にはなお五年の準備が必要であると陸海軍の高官は大統領の間に答えたのである。⁽⁶⁾

以上のように、戦争にまで訴えるつもりはない、しかし日本の行動を看過することは出来ない、といったジレンマから、

一〇月上旬スチムソンはアメリカのなし得る行動の範囲を次のように限定した。

(一) 日本に対する何らかの形で集団的制裁、それが行われない場合には、

(二) 外交上の圧力と世界世論の力を行使することによつて、終局の解決において、弱国中国のために出来るだけのフェア

ー・プレイを得させるよう試みることを、

(三) 世界の世論をバックに、日本に対する力強い判定を下すことによつて、日本の行動で公然と軽視された大平和条約に對する尊敬を出来る限り取り戻すこと。⁽⁷⁾

この目標に沿つて國務省では討議が行われて行つたが、フーヴァー大統領とスチムソンの意見は全く一致していたわけではなかつた。フーヴァーはスチムソンの出した第二案には全面的に賛成であつたが、第一案には批判的で、経済制裁は大國に適用されれば戦争になると考へた。次に制裁を國際連盟と協力して主要諸國が行うか、アメリカ一國でも行うかであつたが、アメリカ一國で行えば、「われわれは戦争の準備を検討しなければならない」とフーヴァーの心配は大きかつた。事實イギリスはミルズ (Ogden Mills) 財務次官からの問合寄せに對し、對日經濟制裁の意志はないことを表明して來た。⁽⁸⁾ 結局フーヴァーの主張が大勢を得て、經濟制裁は実行されるに至らなかつた。

日本においては、スチムソンが日本に對し制裁手段もとらず、かつ連盟の調査団派遣とアメリカがそれに加わることに反對したことは、スチムソンが親日家であるとの感を懷かせ、日本世論を勇氣づけていた。⁽⁹⁾ 一方中国にとつて、アメリカの非介入の態度は、日本が強力な發言力を持つ國際連盟にさしたる期待がかけられずアメリカが頼りであつただけに裏切られたとの感じが大きかつた。勿論アメリカは中國に對し同情はしていたが、貿易による利益も少い同國のため間違えれば戦争に至る危険を賭けてまで、日本阻止を行う氣はなかつたのである。⁽¹⁰⁾

ここでもう一つ考慮されなければならないのは、日本をアジアにおける共產主義の防壁と見なす考え方である。一〇月中

句フーヴァーは閣議に覚書を提出して「日本と中国の共産化」について討議を行わせた。『日本は中国が共産化すれば日本の生存は危くなる、中国の秩序回復には九カ国条約の調印国が日本に協力するか、日本が自己保存のためにそれを行うかである』という命題に対し、「アメリカはこの提案に賛成はしないが、異議を唱えることも出来ない」とこの覚書は物語つて⁽¹¹⁾いる。反共の手段の一環として日本を見ていたということも、アメリカが日米間の緊張を避ける理由の一つとなつていた。

さてアメリカは国際連盟理事会にオブザーヴァーの資格で代表を送り込むことになつた。これはアメリカの意見というより、むしろ理事会の日本を除く一三カ国の参加要請によるものであつた。オブザーヴァーという資格で参加したギルバート(Prentiss Gilbert)が華々しく活躍した実績はない。しかしかれは不戦条約が援用される場合には、この条約の参加国であるアメリカの代表として、討議に参加するのは当然であるという態度を取るよう訓令されて⁽¹²⁾いた。一〇月一七日、日華両国を除く全連盟加盟国の出席の下に、日華両国政府に対し、不戦条約第二条の規約遵守の義務について注意を喚起する旨の決議がなされた。ギルバートは同条約の援用が決定され、理事会が終了すると直ちに理事会の椅子から退いたのであつた。

連盟非加盟国アメリカが理事会に出席したことが、日本政府の神経を刺激したことは確かであつた。しかし、国際連盟の一〇月会議が「連盟理事会の次期開会の日、すなわち一月一六日までに撤兵を完了するように、軍隊の即時撤退を開始し、積極的に撤兵を開始すること」を決議して終了したにかかわらず、日本の行動がそれに影響されなかつたことも確かであつた⁽¹³⁾。

- (1) Rappeport, op. cit., p. 30.
- (2) *ibid.*, pp. 30-31.
- (3) *ibid.*, pp. 31-32.
- (4) Stinson, op.cit., p. 56.
- (5) Rappeport, op. cit., p. 34.

- (6) Reagan, op. cit., p. 31.
- (7) Stimson, op. cit., p. 57.
- (8) Eiting Morison, *Turnmoil and Tradition, A Study of the Life and Times of Henry L. Stimson* (New York, 1964), p. 315, Reagan, op. cit., p. 31.
- (9) Rappaport, op. cit., p. 42.
- (10) 「政府当局や民間には日本を仮想敵国とする観念はまだ弱く、満州事変のためにアメリカがアジアの動乱に巻き込まれるべきだと考えるものは皆無に近かった。『われわれは中国人に同情するが、彼らのためになにもしてやることはできない。アジアの問題はアジア人が解決すべきものだ』という議論はまだ穏健な方で……」(入江昭『米中関係のイメージ』昭和四〇年、七一頁)。
- (11) Herbert Hoover, *The Memoirs of Herbert Hoover, Vol. II, The Cabinet and the Presidency, 1920-1933* (New York, 1952), pp. 367-368.
- (12) Stimson, op. cit., p. 65.
- (13) *Ibid.*, p. 67 「陸軍中央部は、爆撃それ自体は別として、あらかじめ中央部と連絡し、事前に内外各方面にたいして、これが不可避の行動である所以を了解させる手を打たなかったことを遺憾とし」、その旨関東軍に伝達したが、関東軍は歯牙にもかけなかった(前掲『太平洋戦争への道・第二巻・満州事変』八八―八九頁)。

三

前述のような、国際連盟の動きにもかかわらず、その後も日本軍は満州の北部深く進出し、一月中旬チチハルを占拠する等その意図に疑惑を持たれる行動の連続であった。チチハル占拠さるのニュースにスチムソンは出淵大使を呼び、不戦条約および九カ国条約違反を指摘し、事変発生以来の日米両国間の往復文書を公表すると語った。スチムソンは実際にはその気はなかつたのであるが、日本政府に対するかねなりの脅しであつた。⁽¹⁾

チチハル占拠が行われるまでもなく、一月に入ると、日本に温和な勧告を与えるといった初期の政策は日本軍には無駄であることが極めて明らかになつて来た。一月七日、フーヴァー・スチムソン会談が行われたが、そこでは新決定を打出

すまでには至らず、「制裁は戦争につながる」ことが確認されたに止まつた。⁽²⁾ 北京のジョンソン公使をはじめ、中国各地の出先機関から、日本の行動範囲が益々拡大されることが伝えられ、一月一九日、事態を新しく見詰め直すことが行われた。スチムソンは次のように結論した。「日本政府は今や事実上狂犬の手中にあり、文民政府が暴走している陸軍を押えることは不可能である」⁽³⁾。スチムソンが対日ポイコットを控えたのは、わずかに大統領の反対によつてであつた。⁽⁴⁾ 当時の怒つたスチムソンの姿は「外交官であるより、武人であつた」とフーヴァーは評している。⁽⁵⁾

二月五日、民政党内閣は倒れ、若槻に代つて犬養の政友会内閣が成立した。同内閣は大企業の圧力で金輸出再禁止を行い、臨時軍事予算の増額を決定した。若槻は幣原が軍部を統御出来ないにせよブレイキの役目は果していたが、犬養は芳沢はそれすらも出来ず、外交政策は大きく代るであろうと欧米諸国は考えた。⁽⁶⁾ 南陸相に代る荒木陸相の登場も最悪の事態と考えられた。⁽⁷⁾ 新内閣の成立と期を一にするかのように日本軍の錦州攻撃は積極化して行つた。中国側の蒋介石の下野（二月一五日）等の事件をはきんで、⁽⁸⁾ 関東軍は攻撃の手をゆるめず、一九三二年一月三日の錦州占領となつた。同地の占領を以つて満州における組織的反抗はやんだ。

しかし、錦州占領と内閣交代の二つの事件は、満州問題に対するスチムソンの考えを急激にまた決定的に変えるものであつた。特に一月二七日の関東軍の遼西進出中止が幣原の努力によると誤信して⁽⁹⁾いたスチムソンにとつて、錦州占領は、三ヵ月にわたるアメリカと国際連盟の努力を無にするものとして殆んど冷静さを失わせるものであつた。⁽¹⁰⁾ 錦州陥落まで、かれは不戦条約を最広義に解釈し、連盟と密接な行動を保つて行動すれば日華間の戦争は防止することが出来、かつ、かれの主目的である集団保証主義の有効性を現実に立証し得ると信じていたのである。⁽¹¹⁾ やがて冷静さを取戻したかれは、外交上の方策を考慮し、それがスチムソンの名を歴史にとどめる「不承認宣言」となつて具体化するのである。

ここで犬養内閣成立から錦州占領に至る約一ヵ月間にとられたアメリカの対策を振り返つて見ると、事態收拾のため四つの

方策が考えられたことが明らかとなつてくる。第一は九カ国条約調印国の招請、第二は駐日アメリカ大使の本国引き上げ、第三は武器、借款の供与停止、第四は経済制裁であつた。しかし第一は日本の反対、連盟の名譽を傷つける、英、仏が乘氣でない、第二は國務省がさして関心を示さず、第三は日華兩國を區別して行うか否かで意見一致せず、第四は日米貿易への影響をおそれる等で、結局四手段とも實際に取られるには至らなかつた。⁽¹²⁾この中で第四の経済制裁案は有力であつたが、アメリカへの影響はさして大きくないとしても、日本の纖維業と絹生産に打撃を与え、日本経済を恒久的に傷つけ、年額二億二〇〇〇万ドルにおよぶ対米織物輸出をストップすることは強硬手段に過ぎると立ち消えとなつた。⁽¹³⁾

一方、舞台をジュネーブからパリへ移した国際連盟理事会において、一月二〇日、滿州の事情調査のための調査委員会(所謂リットン調査団)の派遣が決定された。と同時に同理事会は日本の「匪賊討伐権」に対する留保宣言も採択したが、日本陸軍は、中央も関東軍もこれにより錦州攻撃に対する連盟の黙認が得られたという解釈を下した。⁽¹⁴⁾このひとりよがりの解釈と、連盟調査団の到着に先立ち既成事実を作る目的もあつて、関東軍は錦州占領を行つたのであつた。

一月七日、スチムソンは日華兩國に次のような通牒を發し、九カ国条約関係国外交官の前で同文を發表した。

「錦州方面ニ於ケル最近ノ軍事行動ニ伴ヒ千九百三十一年九月十八日以前存在シタル南滿州ニ於ケル支那共和国政府ノ最後ニ残存セル行政的權力ハ破壊セラレタリ米國政府ハ最近國際連盟ニ依リ權限ヲ附与セラレタル中立委員會ノ事業カ日支間ニ現存スル確執ノ終局的解決ヲ容易ナラシムヘキコトヲ依然確信ス然シテ現下ノ狀態並之ニ含マレタル自ラノ權利義務ニ鑑ミ米國政府ハ茲ニ日本帝國政府及支那共和国政府ノ双方ニ對シ米國政府ハ支那共和国ノ主權、獨立又ハ領土的若クハ行政的保全及一般ニ門戸開放ノ名ニテ知ラルル支那ニ関スル國際的政策ニ関スルモノヲ含ム米國又ハ其ノ人民ノ支那ニ於ケル條約上ノ權利ヲ侵害スルカ如キ一切ノ事實上ノ狀態ノ合法性ヲ容認シ得サルコト及日支兩國政府若クハ其ノ代理者ノ締結スル一切ノ條約又ハ協定ニシテ前記權利ヲ侵害スルモノハ之ヲ承認スル意思ナキコト並日支兩國及米國カ當事國タル千九百二十八年八月二十七日ノ巴黎條約ノ約束及義務ニ違反セル手段ニ依リ成立セシメラルルコトアルヘキ一切ノ狀態、條約又ハ協定ヲ承認スルノ意思ナキコトヲ通告スルヲ以テ其ノ責務ト認ムルモノナリ」⁽¹⁵⁾

不承認主義あるいはスチムソン・ドクトリンの名で知られるアメリカの意志表示であつた。具体的な形をとるに至る経過を少し追つて見よう。「不承認」を通告するというアイディアは早くも一〇月上旬イリノイ州選出議員がフーヴァー大統領宛に提出し⁽¹⁶⁾、一月九日にはフーヴァーが閣議で提案を行つてゐる。この閣議以来スチムソンは「不承認」を考えつづけていたが、ホーンベック等國務省内の反対で一時的に引つ込めていたのであつた⁽¹⁷⁾。二月二日著名なジャーナリスト、ウォルター・リップマン (Walter Lippmann) がスチムソン宛に手紙を送り、錦州が陥落したら九カ国条約關係国が満州の事態について不承認を説得するようすすめた⁽¹⁸⁾。もつともスチムソンは國務省内ばかりでなく、パリの連盟に代表として出ているデーウエス (Charles G. Dawes) にも国際電話をする等慎重な態度を取りつづ、一月二日には早くも草案を起草している。そしてリップマンに云われるまでもなく、同一四日、スチムソンは先輩ルート (Elihu Root) に宛てた書簡で、関東軍が錦州まで進出したら不承認通告を出す決意であると述べている⁽¹⁹⁾。一月二日、錦州陥落迫るの報にスチムソンは寝もやらず、翌朝六時から最終草案の起草にかかつたのであつた。そして若干の字句の修正と大統領の裁可をへて、七日に発表されたのである。

この通牒は、一九一五年、二一カ条要求に際してブライアン (William J. Bryan) 'ランシング (Robert Lansing)' が行った先例を教訓としたもので、中国の門戸開放および領土保全を再確認したものであつた。ただスチムソンは若干の誤算をおかしてゐた。それは極東における英仏の利害はアメリカと同一であるから、英・仏はアメリカと協力して日本の満州進出阻止に賛成するであろうという仮定である。フランスは、イギリスの態度に追従しようとする形勢を觀望し、イギリスは、「アメリカと共に正式通牒を發する必要なし」と片付け⁽²⁰⁾、ロンドン・タイムズは社説で「中国の行政的保全は理想であつて現実ではない」とイギリス政府の態度を支持した⁽²¹⁾。当時イギリスは、揚子江流域における權益、オーストラリア、インド国境の安全を維持するために日本帝國主義の鋒先を満州に向けさせる方が得策であつたからである。これに加えて當事国中国の反応は日本非難に留り、日本は軽い皮肉をまじえた文書で拒絶して來たのであつた⁽²²⁾。日本は、政府・国民とも中国での予定のこ

ースを変えざる意志がないことがここで明らかになった。国内問題と対独政策に忙殺されているフランスが、英国に同調したのと同じく、イタリー、オランダ、ベルギーの諸国も対日抗議はしないとアメリカに通告して来た。⁽²⁵⁾

すなわち歴史上に残るスチムソン・ドクトリンも、日本の拒絶とヨーロッパ列国の消極的態度で殆んど効果をおさめることがなかつたのである。スチムソン・ドクトリンこそ「他国を道徳的な晒しものにしよとする意味においてスチムソンおよびアメリカの外交における倫理的理想的影響をはつきりと物語るもの」⁽²⁶⁾であつたが、以後二カ月の間、アメリカはイギリスをはじめとする諸国および連盟から支持を得られないまま、孤立してしまふのである。

- (1) Stimson, op. cit., p. 74.
- (2) Reagan, op. cit., p. 32.
- (3) *ibid.* p. 32.
- (4) 一月二七日、スチムソンはフーヴァー大統領に対日経済制裁について再考を促したが、大統領は賛成しなかつた (Ferrell, op. cit., p. 147)。
- (5) Reagan, op. cit., p. 33.
- (6) Rappaport, op. cit., p. 81.
- (7) Ferrell, op. cit., p. 152. 犬養内閣の成立に当つては、西園寺公望も軍への統制確保、財政、外交について慎重に考慮するよう述べたという (木戸日記研究会校訂『木戸幸一日記』昭和四一年、上巻二二〇頁)。
- (8) 当時の中国の国内情勢については、宇野重昭「中国の動向」(前掲『太平洋戦争への道』第二卷所収) 二七三頁以下に詳しい。
- (9) 幣重喜重郎『外交五十年』(昭和二六年) 一八〇頁—一八一頁。Stimson, op. cit., pp. 78-79.
- (10) Ferrell, op. cit., p. 153.
- (11) A・W・グリスウォールド著、柴田賢一訳『米國極東政策史』(昭和二六年) 四三七頁。
- (12) Rappaport, op. cit., pp. 86-88.
- (13) *ibid.*, p. 90.
- (14) 前掲『太平洋戦争への道』第二卷一〇一頁、一〇八頁。
- (15) 外務省編『日本外交年表並主要文書、一八四〇—一九四五』(昭和三〇年) 下巻一九四頁。

- (16) Rappaport, *op. cit.*, p. 92.
- (17) Ferrell, *op. cit.*, p. 155; Morrison, *op. cit.*, p. 317.
- (18) Morrison, *ibid.*, p. 317.
- (19) Rappaport, *op. cit.*, p. 93.
- (20) 例えはホーンベックは結びの文句 "Will never recognize" の "never" は極めて長期間を意味するから "does not intend to recognize" に改めた (Rappaport, *op. cit.*, p. 94).
- (21) ニーカ条要求とブライアンの政策についての研究は細谷千博「ニーカ条要求とアメリカの対応」(『一橋論叢』四三巻一号、昭和三五年所収) 参照。
- (22) F. R. U. S. 1932 III, pp. 22-23.
- (23) 前掲「グリメスウォルト」四四〇頁。
- 当時のイギリスの対日政策については R. Butler, D. Dakin and M. E. Lambert (eds), *Documents on British Foreign Policy 1919-1939* (H. M. S. O) 2nd Ser. Vol. IX, 1965, 川端末人「満洲事変とイギリスの対日宥和政策——挙国連立内閣の内政と外交」(『大阪学芸大学紀要』A人文科学』一一号、昭和三七年所収)。
- (24) 日本の回答全文は、前掲『日本外交年表並主要文書』下巻一九四—一九六頁。
- (25) F. R. U. S. 1932 III, pp. 35-36, p. 31.
- (26) デクスター・パーキンス著、入江通雅訳『改定増補アメリカの外交政策』(昭和四〇年) 一一五頁。なお本書には「アメリカ外交政策の道徳的解釈」なる一章がある。

四

錦州占領によつて日本は満州を完全に支配するに至つたので、それを阻止する手段を討議する時は既に去つた。世界は日本の新しい出方に注目し、スチムソンは、今日ものを云うのは海軍力であるとして海軍の高官を招いて日本が中国の港を封鎖するような場合にはどうすべきか話し合つていたのであつた。⁽¹⁾

戦火は上海に飛んだ。一月一八日の日本人僧侶殺害に端を発する日華間の紛争は、同二四日の日本海軍陸戦隊の上海派遣

となつて戦闘のレベルにまで高められた。上海は英国をはじめ列国の權益が錯綜するところであり、列国が日本に対し強硬態度を取ることが予想された。

まずアメリカは中国における経済活動と在上海アメリカ資産への直接の影響をおそれ、三、六一四人におよぶ上海在住米国人の生命、財産の保証が真剣に考慮されるところとなつた。⁽²⁾一月七日の不承認宣言以来、来るべきジュネーブの軍縮會議準備に向けられていたスチムソンの目は再び極東に注がれることになつた。一月二五日スチムソンは、(一)イギリスと共同してアジア艦隊をマニラから上海に派遣すること、(二)上海におけるアメリカの權益は、政府が無視し得ない程大きいことを日本に知らせること、を提案する。⁽³⁾イギリスは同意しなかつたが、フーヴァーの賛成を得て、二案共実現するに至つた。⁽⁴⁾三〇日、海兵隊一連隊と巡洋艦、駆逐艦がフリッピンから上海に送られ、対日警告が二七日、二九日の二回にわたつて行われた。また演習のためハワイに集結していたアメリカ全艦隊が待機を命ぜられ、⁽⁵⁾新聞論調も各地の艦隊出動を上海事変に関係あるようほめかすなど、⁽⁶⁾力による制圧も行われはじめたのである。

このように力を示しておいてからスチムソンがなしたことは、二月二日、日華両国が戦闘を中止し、中立国のオブザーヴァーの前で両国が直接交渉を行うようヨーロッパ諸国に呼びかけたことであつた。まずイギリスに呼びかけ、イギリスを通じてフランス、イタリーが参加するという主旨であつた。行動は迅速に行われ、大西洋を越えての電話によつてイギリスの賛成をとりつけ、仏・伊の同意を得て翌二月三日、五項目の対日警告が行われた。しかしこれは日本の拒絶するところとなつた。⁽⁷⁾

スチムソンは日本の拒絶に「畜生、世界の世論によつて不承認を打出しぎゆうぎゆういわせてやる」と云い、⁽⁸⁾次の手段として国際會議に日本を引き出すことを考えた。九カ国条約第七条に基く關係国会議の開催がスチムソンの意図であつた。スチムソンはまず英国に呼びかけた。二月一日から五回にわたり大西洋を越えての国際電話によつて、スチムソンと英国サイ

モン外相の間に意見が交換された。⁽⁹⁾ イギリスのはつきりしない態度に「緊急事態から世界を救うことより自分の品物を売ることに気をとられている気の小さい商人め」とスチムソンは英国の協力をあきらめ、アメリカ単独で公式声明を出すことをきめた。⁽¹⁰⁾ 一方では日本の手によつて「満州国」が造られつつあるこの事態にスチムソンは自分の意志表示の形式をあれこれ考えていた。形式について考えがまとまつたのは二月二日朝ロジャース (James G. Rogers) 次官補と公園で乗馬をしているときであつた。ロジャースが「手紙の形式では」と提案した。スチムソンは直ちに賛成し、ボラー (William E. Borah) 上院外交委員長宛公開書簡を送ることにした。⁽¹¹⁾ 二三日送られたその手紙は「自分がかつて書いた中で種々の点で最も意義のある公文書」⁽¹²⁾ であつた、とスチムソンは後に述懐している。その内容は一月七日のスチムソン・ドクトリンに似ていたが、二つの点で異つていた。第一に九カ国条約に明確に触れ、それを強調していること、第二にこれ以上極東で日本の征服が続くなら、アメリカはワシントン条約で取決めたグアム、フィリッピンの非要塞化の約束を危くすることを暗示したことであつた。⁽¹³⁾ 要するにスチムソン・ドクトリンの詳説、原則を不戦条約だけでなく九カ国条約の違反にも拡大し、アメリカの強い対日態度を打出したものであつた。

スチムソンの言葉を借りればボラー以外に本書簡は「少くとも五名の記名されていない名宛人の精読を求めるために書かれた」⁽¹⁴⁾ ものであつた。第一に、中国に対する激励のメッセージであり、第二に、アメリカの国民に対し政府の政策を説明するためであり、第三に、国際連盟総会の来るべき会期に出席すべき国家に対し、将来とるべき行動についての提言であり、第四に、当時イギリス政府の中心となつていた保守党に対し、アメリカと共同して門戸開放政策と九カ国条約の草案を作成したのだということを想い出させるためであり、最後に日本に対し、ワシントン会議において決定された諸条約の一つでも破棄しようとすれば反対に他の諸国は日本にとつて必要な条約に全く拘束を感じなくなることを想起させようというものであつた。

同書簡はアメリカ国内では「モノロー宣言にも比すべき価値」など評判が高かつたが、日本にどの程度の影響を与えたかは明らかでない⁽¹⁶⁾。ボラー宛書簡への反応は日本よりむしろ大統領から生じた。フーヴァーはそれが日本の政府と国民を刺激することをおそれ「いかなる状況においてもわれわれは戦争は行わない」と声明しようとしてスチムソンに慌てて止められるといった事態が起つたのである⁽¹⁷⁾。

三月三日、日本は白川軍司令官が戦闘中止命令を出し、停戦が行われることになるが、これとてもボラー宛書簡等の列国の抗議の影響というより、むしろ日本の大量の兵力投入によつて、三月二日十九路軍が総崩れとなつたという有利な状況を利用して交渉に臨むためであり、連盟総会の開催に當つて国際世論を不利にしないためであつた⁽¹⁸⁾。中国側は国際連盟の介入によつてこの日本の野望を挫こうとしたのであつた。

上海事件の進展は、イギリスの態度を変えた。アメリカが自国のスイス公使を通じてジュネーブ滞在中のサイモン外相へ働きかけたこともあつて、三月七日、イギリスは連盟総会にスチムソンの不承認宣言と同趣旨の決議案を提出したのであつた⁽¹⁹⁾。この決議に基づき三月十一日、連盟では一九人委員会が成立して戦闘停止の実行などの権能を与えられた。

一方、スチムソンは一般軍縮会議のアメリカ代表としてヨーロッパに行くべく準備中であつた。四月八日の出発を前にして、かれには案じられることが多かつた。スチムソンは、中国における平和の維持は日本に対してアメリカが絶えず目を注いでいることを知らしめることにあると信じて実行して来たが、議会が八年後にフィリピンに独立を与えるとの法案を通過させたことは、アメリカのアジアへの影響力をマイナスにすることであり、スチムソンがアメリカを離れている間に政府高官が不注意な発言をして日本に自信を持たせることも十分に懸念された。スチムソンは大統領にそのような「発言」をしないことを約束させて出発した⁽²⁰⁾。

ジュネーブの一般国際会議の見通しは明るくなかつた。満州事変に連盟が効果的に対処出来ないのを目の前に見ている

時、軍備を縮少したら侵略に対処出来なくなることを小国が悟つたからであつた。⁽²¹⁾しかしスチムソン渡欧の効果は別にあつた。英・仏・日・中等の代表と十分に個人的に会談する機会を得たこと、マクドナルド、サイモンとの会談により、イギリス政府にアメリカの政策と目的を明らかにしたこと、日本にも松平代表を通じ一九人委員会の決議を受け入れるよう説得したことなどであつた。⁽²²⁾スチムソンはヨーロッパでの成果を対日政策に役立てるべく帰路にいたが、出発前の心配は現実となつて船中のかれの下にもたらされた。それはキャツスル國務次官の演説であつた。五月四日ニューヨーク、五月六日アトランティックシティーにおいてキャツスルは「アメリカ政府は戦争に至るが故にいかなる公式のポイコットにも反対で、不承認がフーヴァー政権の政策である」と述べたのであつた。スチムソンはそれがフーヴァーの考えであることは知つていたが、激しくキャツスルを叱責した。⁽²³⁾「不承認政策」はスチムソン・ドクトリンとして知られてきたが、フーヴァーの不承認は少しニュアンスを異にしたのであつた。⁽²⁴⁾帰国後スチムソンはキャツスル発言の悪影響を修正しなければならなかつた。

一九人委員会の努力が実り、五月五日上海の停戦協定が成立したものの、日本国内では五・一五事件が発生し、犬養首相が暗殺されて齋藤内閣が成立し、軍の発言力の強化が予想された。幸いスチムソンの対日警戒は二つの事柄によつて支えられることになつた。フーヴァーとフォーブスの反対を押し切り、スチムソンはブラット (William V. Pratt) 提督の協力を得て、艦隊の一部を一九三三年まで太平洋に止めることにしたのであつた。⁽²⁵⁾第二はスチムソンに批判的なフォーブスに代えて、駐日大使にグルー (Joseph C. Grew) を起用したことであつた。グルーはスチムソンと同意見を持ち有能な外交官として以後一〇年間日米開戦に至るまでその地位に止まる。ただグルーはフーヴァー、スチムソンの二人から異つた指令を受けて最初とまどつた。フーヴァーは、戦争の危険を冒さないで日本を満州から追い出せ、スチムソンは、満州から日本軍を撤退させると簡単にしかし強くグルーに命令したからである。⁽²⁶⁾

日本では齋藤内閣が軍部を制し得ないことが明らかになり、元外相石井菊次郎まで日本の平和的な当然の発展をアメリカ

は邪魔をすべきでないと言明して、西側諸国を驚かせるに至つた。⁽²⁷⁾ スチュムソンの政策は旨く行つてゐるとは思えなかつた。イギリスのサイモン外相は、スチュムソンが帰国すると再び親日政策を展開しはじめたし、⁽²⁸⁾ 滿州国を日本が承認する動きも見えてきたからであつた。これに対してスチュムソンはなすすべを知らなかつた。ただグルーに対してアメリカの滿州承認に対する態度を日本に聞かれたら、ワシントンでは認めないと云えと訓令したのみであつた。⁽²⁹⁾

ヨーロッパから帰つて以来、スチュムソンの頭にあつたのは、國際連盟と連盟が侵略者と規定する国々との間に戦争が起つた場合におけるアメリカの立場を明らかにしようといふものであつた。かれがヨーロッパで一番多く受けた質問は、どのような戦争の場合、アメリカは中立に留まるのか、侵略国にも物資を売ることかといつたことであつた。⁽³⁰⁾ 七月下旬その考えはクロット、ロジャース兩次官によつて整理され、やつと大統領の認可を得た。⁽³¹⁾ かくして八月八日ニューヨークの外交問題協議会での演説となつた。アメリカ政府は不戦条約違反に対しては他国と協議し、武力抗争が起れば侵略者に烙印を押すにやぶさかでないことを打出し、単なる傍觀者に留まらないことを明確にしたものであつた。⁽³²⁾ この演説はアメリカの伝統的な孤立主義的政策の放棄であると内外の注目を集めた。しかし日本の態度は一層強硬となり、一〇月に予定されるリットン調査団の報告書の発表も待たず、九月一日滿州国を承認した。

リットン報告書は一〇月二日に発表された。その内容は周知のごとく日本の軍事行動を正当防衛と認めず、滿州国は純粹で自発的な獨立運動の結果として生れたものとは考えられないとして、滿州国不承認を打出してはいたが、同時に滿州の特殊事情を十分考慮して一般原則を提出したものであつた。

スチュムソンは報告書に十分満足し、國際連盟を援助してそれを日本に受入れさせるべきだと考えた。⁽³³⁾ 問題はアメリカが連盟のメンバーでないことであり、連盟の構成国が報告書の採択にあつて積極的に動くことを期待したのであつた。スチュムソンが音頭をとることに倦き、それが日本の反米感情を高めるだけであることも確かであつた。⁽³⁴⁾ 勿論日本においてリットン

報告書は悪評であつた。日本は、連盟がそれを審議する前に日本に討議の時間を十分与えることを要求した。

リットン報告書を審議する理事会は、一月二〇日から開始された。同日日本政府は報告書に対する意見書を發表して、理事会の審議は、一月六日からジュネーブの総会に移されることになつた。スチムソンの期待に比べ、英仏などが日本に弁護的な立場をとるのに対し、アイルランド、スウェーデン、ノルウェー、スペイン、チェコ等の小国は、報告書の採択、満州における日本の行動の否認について積極的に発言した。連盟内部では妥協案も作成されたが、中国その他の反対で満足を得るに至らなかつた。⁽³⁵⁾ 日本では自国の主張が入れられない場合には国際連盟を脱退すべしとの意見が強くなつていつた。二月二四日の総会で報告書が四二対一で採択され、日本代表団は退場し、三月二八日連盟に対し、脱退を通告した。

アメリカにおいては一月月の選挙で民主党のルーズヴェルト (Franklin D. Roosevelt) が選出され、日本は外交政策の変更を大いに期待した⁽³⁶⁾が、一月のスチムソン・ルーズヴェルト会談で満州問題に関する意見が一致し、新政府も共和党の方針を受けつぐことが發表されて、その期待も空しいものとなつていつた。⁽³⁷⁾ かくしてスチムソンが在任中努力を傾中した極東問題はルーズヴェルトの大統領就任とともに新國務長官ハル (Cordell Hull) の手に受けつがれることになつたのである。

- (1) Reagan, *op. cit.*, p. 34.
- (2) Rappaport, *op. cit.*, p. 115.
- (3) *Ibid.*, p. 115.
- (4) *Ibid.*, p. 117.
- (5) 前掲 'グリスウオールド'、四四四頁。
- (6) Rappaport, *op. cit.*, p. 120.
- (7) Ferrell, *op. cit.*, p. 179.
- (8) *Ibid.*, p. 179.
- (9) 交換された意見の模様は F. R. U. S. 1932 III, pp. 336-345.

- (10) Ferrell, op. cit., p. 181.
- (11) Morrison, op. cit., p. 326.
- (12) Stimson and Bundy, op. cit., p. 246.
- (13) ホーナー宛書簡の全文は、Ferrell, op. cit., pp. 188-193.
- (14) Stimson, op. cit., p. 175.
- (15) Rappaport, op. cit., p. 142.
- (16) フォレルは日本は何の痛痒も感じなかつたとして、原田日記(原田熊雄『西園公と政局』)に本書簡について、何ら記述がないことを挙げ(Ferrell, op. cit., p. 186)、「モリソンは、フォーブス駐日大使が英仏両駐日大使が、大きな影響、を与えたと感じて本国宛報告していることを取上げ、効果があつたと云ふ」(Morrison, op. cit., p. 328)。
- (17) Ferrell, op. cit., p. 186.
- (18) 前掲『太平洋戦争への道』第一巻一四五頁。
- (19) Stimson, op. cit., pp. 178-179.
- (20) Rappaport, op. cit., pp. 154-155, p. 157.
- (21) *ibid.*, p. 157.
- (22) *ibid.*, p. 158, Stimson, op. cit., pp. 199-202.
- (23) Rappaport, pp. 159-160.
- (24) 両者の考え方の差をいふのは Richard N. Current, *Stimson Doctrine and Hoover Doctrine, American Historical Review*, April pp. 513-542.
- (25) Rappaport, p. 162.
- (26) *ibid.*, pp. 162-163. 出発時のクルーの考え方はジョセフ・C・クルー著、石川欣一訳「滯日十年」(昭和三年)上巻四頁。
- (27) *ibid.*, p. 184. 当時の関東軍のアメリカに対する見方は、板垣参謀によれば次のようであつた。「九ヶ国条約によつてアメリカが行う滿州問題に対する抗議に対してはステムソン・ドクトリンに対する日本の拒絶回答を遂行拡充鮮明にしつゝ、時日の経過と共に既成事実を益々鞏固にし国際情勢と米國政情の変化を待つ、少くとも英仏一國は米と協同動作を行わないようにつとめる。滿蒙新國家については門戸開放、機会均等の実を示して米國資本を移入し、日米資本の緊密な利害關係を作り出すことを要する。ただし無制限な米國の直接投資は、日米投資競争あるいは日本産業の圧迫を招来し、日米紛争の因となるので適当な統制を加える必要がある」(前掲「現代史資料・滿州事変」一七八頁)。
- (28) *ibid.*, p. 166.

- (29) *ibid.*, p. 167. 前掲、グルー、石川訳、上巻四八頁。
- (30) *ibid.*, p. 168.
- (31) *ibid.*, p. 168.
- (32) *ibid.*, p. 169.
- (33) Dorothy Borg, *The United States and the Far Eastern Crisis of 1933-1938* (Cambridge, Mass., 1964), p. 16.
- (34) Rappaport, *op. cit.*, p. 188.
- (35) 詳細は、田中直吉「國際連盟における滿州事變の審議」(英修道博士還曆記念論文集編集委員会編『外交史及び國際政治の諸問題』(昭和三年)所収)。
- (36) Rappaport, *op. cit.*, p. 197. 前掲グルー、石川訳上巻七六頁。
- (37) *ibid.*, p. 197.

む す び

在任中における極東問題に対するスチムソンの努力は報われることなく終つた。当時のスチムソンの対日政策には次のような点があることを指摘出来よう。第一は國際政治における条約と道徳重視の傾向である。法律家、地方検事を経て政界に入り、かつ東部上流階級の持つ独得な道徳的感覚の持主であつたかれにとつて、私生活でも公生活でも「すべてを一定のコントロールの下に置いておくことが必要で、世の中が習慣と道徳の指図に従つて動く時、はじめてすべてが旨く運ぶ」⁽¹⁾のであつた。そのような考え方のスチムソンが、第一次大戦後の道徳の混乱と不況の中にあつて、九カ国条約、不戦条約、國際連盟といった条約、國際機構に紛争の解決をゆだねることがいかに無力であるか、悟るのは無理であつたであろう。第二は政府内部におけるスチムソンの地位である。戦争をおそれるフーヴァー大統領と意見を異にし、国内政策に躍起の議會、国民から関心を寄せられず、わずかに日米戦争を覚悟するのは海軍だけという中であつて、スチムソンはこれ以上強力な極東政策を当時とれたであろうか。スチムソンは一九四七年に述べて「一九三二年二月、軍隊の列ははつきり真珠湾まで真直ぐつな

がつていた⁽²⁾」といっているが、これを阻止すべき強力な手段が与えられていたであろうか。したがつてかれは自分の考え方を通牒、書簡、演説といった消極的な形でしか表わし得ず「非現実的で無謀な行為⁽³⁾」しか行えなかつたのである。いい換えれば戦争を行う意志もなくアメリカ政府がスチムソンを通じ日本を非難したことは、アジア問題に関する根本政策の欠除を意味するものであつた。

第三にヨーロッパ諸国との協力がスムーズに行かなかつた点である。不況と、英、仏等の現実主義的な考え方はヨーロッパをしてスチムソンの政策に歩調をそろえさせるには至らなかつた⁽⁴⁾。スチムソンはそれら諸国特にイギリスを非難するが、イギリスはアメリカの外交が、「でたため、軽卒で……英国政府に支持を約した後で変節し、英国に独り後始末の役を果させるような⁽⁵⁾」傾向があると考えていたし、「日本との友好関係の持続ともども一致する方法でアメリカの要求を受け入れる⁽⁶⁾」ことに努力していたのである。

第四に、アメリカ的なものの考え方と特殊日本の思考法の衝突は、スチムソンが理解していた「東洋の心」では解決されなかつたし、やがてそれがスチムソンからルーズヴェルト⁽⁷⁾ハル路線に受けつがれ、それが太平洋戦争直前最もはつきりした形をとつたことで理解されるであろう。

以上「極東の危機」の一年半に示されるアメリカの対応は、今日アメリカがアジアにおいて直面している種々の外交面でのジレンマを理解するある程度のヒントを与えてくれるのである。

(1) Morison, op. cit., p. 124.

(2) William L. Neumann, *America Encounters Japan, from Perry to MacArthur*. (Baltimore, 1963), p. 196.

(3) ジョージ・ケナン著、松本重治編訳『アメリカ外交の基本問題』(昭和四〇年)一一六頁。

(4) 「満州事変を企てた軍部の連中は、別に当時の国際情勢を深く考慮に入れて、事をたくらんだわけではなかつたが、客観的状況から見ると、日本にとつてこの上ない好都合な時期を選んだものだつた」(森島守人『陰謀・暗殺・軍力——外交官の回想』昭和二五年、九四頁)、「もし何

人かが、世界の他の部分からの干渉を免れようという見地から満州事件を計画したとすれば、まさに時を得ていた」(Simsom, op. cit., pp. 5-6)と云われる所以である。

(5) Butler, Dakin, Lambert, op. cit., 資料二二三九。

(6) *Ibid.*, 資料六一。

(7) Neumann, op. cit., p. 191.

(付記) 本稿使用の参考文献のうち、Reagan 論文については拓殖大学奥村房夫教授、Morison のスチムソン伝記についてはコロムビア大学岡本俊平氏のご配慮によって閲覧することが出来た。ここに誌して感謝の意を表したい。